**五木村移住定住促進業務委託プロポーザル実施要領**

**１ 目的**

五木村への移住定住に関する多岐にわたる相談に対して、ワンストップで対応できる体制を整えることで相談者の負担軽減を図ると共に、民間の高い専門性と豊富な経験を活用し戦略的な情報発信を行うことにより、移住定住の促進を図ることを目的に公募型プロポーザルによる委託業者の選定を行う。

本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続等必要な事項を本要領で定める。

**２ 募集の内容**

|  |
| --- |
| 五木村移住定住促進業務  五木村移住定住促進業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり  契約締結日から令和８年３月３１日までの間  ６，５００千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）  五木村公共工事関係業務委託契約約款による |

1. 業務名
2. 業務内容
3. 履行期間
4. 予算上限額

（５）　支払方法

**３ 委託予定者選定方法**

　　公募によるプロポーザル方式

**４ 参加資格等**

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

1. 企画提案書受付期間において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

（２）企画提案書受付期間において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

（３）暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制

下にないこと。

（４）法人格を有しており、熊本県内に本店若しくは支店・営業所を有するもの、又は村内

での打合せ及び調査等について実現可能な方法を提示できるものであること。

**５ 日程**

|  |  |
| --- | --- |
| 公募開始（ホームページ掲載） | 令和７年４月１４日（月） |
| 質問受付期限 | 令和７年４月２５日（金）午後５時 |
| 提出書類提出期限 | 令和７年５月９日（金）午後５時 |
| プレゼンテーション等の実施 | 令和７年５月中旬（予定） |
| 選定結果通知 | 令和７年５月中旬（予定） |
| 委託契約締結 | 令和７年５月中旬（予定） |

※説明会は行わない。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、参加者に対して改めて通知する。

**６ 提案に係る提出書類**

1. 提出書類
2. プロポーザル参加申出書（様式１）
3. 会社概要書（様式２）
4. 企画提案書（任意様式）
5. 見積書（任意様式）
6. 提出部数　　①・②　1部、③～④　５部
7. 提出期限　　令和７年５月９日（金）午後５時
8. 提出方法　　持参または郵送
9. 提出先　　　五木村役場　ダム対策課

〒868-0201 熊本県球磨郡五木村甲2672番地7

**７ 質問及び回答**

(１) 質問受付

本実施要領及び仕様書に関する質問は、質問書（様式３）を電子メールで提出すること。

電子メールの件名を「プロポーザル質問（事業者名）」とし、送信した後に、受信確認の電

話をすること。

ア、受付期限：令和７年４月２５日（金）午後５時（必着）

イ、提出先：五木村役場ダム対策課　　担当：出口

E-mail:t-deguchi@vill.itsuki.lg.jp 電話：０９６６－３７－２２１２

(２) 回答

質問に対する回答は、質問者のほか、参加申出書を提出したものへメールで回答する。ただ

し、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に係るものについては、質問

者に対してのみ回答する。

**８ 企画提案書の審査**

（１）第１次審査

　　　プロポーザル参加事業者が３者を超えた場合は、提出された書類を基に、別紙の「プロポ

ーザル審査基準」により、評価項目及び評価内容の審査を行い、上位３者を選定する。審

査結果は参加者全員に通知し、第１次審査合格者には、プレゼンテーションの日時も併せ

て通知する。

（２） 第２次審査

ア、第１次審査を通過した事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、

契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、

契約候補者を決定しない。

イ、プロポーザルの参加事業者のうち、評価点数の合計が最も高い提案をしたものを契約

候補者として選定する。

ウ、最高得点が複数の場合は、別紙「プロポーザル審査基準」項目３～６の評価点数の小

計が高いものを契約候補者として選定する。

エ、「ウの評価点数が同点の場合は、参考見積金額の低いものを契約候補者とし、それで

も同点の場合は、くじにより契約候補者として選定する。

（３） 審査基準

別紙「プロポーザル審査基準」のとおり

（４） プレゼンテーション

ア、実施日、会場、集合時刻等については、別途電話または電子メールで通知する。

イ、実施方法

①プレゼンテーションは20分以内とし、質疑応答は10分以内を予定する。

② パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合は、各事業者でプロジ

ェクター等の機材を用意すること。

③ スクリーンは、本村が用意する。

④ プレゼンテーションは非公開とする。

ウ、留意事項

　　　　プレゼンテーションに出席しない場合は失格とする。ただし、交通機関の事故など真

にやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

**９ 失格・無効**

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

（１）提出方法、提出期限等が守られなかったとき。

（２）企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。

（３）提出書類に虚偽の記載があったとき。

（４）参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

（５）著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加事業者が委託業者としてふさわ

しくないと村長が認めたとき。

（６）その他不正な行為があったと村長が認めたとき。

**１０ 契約の締結**

（１）契約候補者と契約に向けた協議を行うものとする。

（２）契約候補者が契約締結までに次に掲げる事由に該当する場合は、契約候補者の次点者を繰

り上げ、契約に向けた協議を行うものとする。

ア、「４ 参加資格等」に該当しなくなった場合

イ、「９ 失格・無効」に該当する場合

ウ、その他事故等の特別な事由等で、契約等が不可能と本村が判断した場合

（３）本業務に係る契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、本

村と契約候補者との協議により追加、変更及び削除を行った上で、提案限度額の範囲内で

契約に反映させることができるものとし、契約候補者が履行の義務を負うものとする。

**１１ 留意事項**

（１）参加者は、複数の企画提案をすることはできない。

（２）提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。

（３）提出後の書類の修正又は変更は、原則認めない。

（４）提出書類は審査以外の目的には使用せず、一般に公表しない。ただし、五木村情報公開条

例（平成１８年条例第３号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。

（５）企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者

の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

（６）提出書類は原則返却しない。

（７）この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。

（８）提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本村が本プロポーザルに関する報告、

公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用でき　るものとする。

（９）提出書類に記載された担当者等は、村がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更

することはできない。

（１０）プロポーザル方式の参加を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとと

もに、参加辞退届書（様式４）を提出すること。

**１２ 事務局**

五木村役場ダム対策課　担当：出口

電話：０９６６－３７－２２１２

E-mail：t-deguchi@vill.itsuki.lg.jp

別紙　プロポーザル審査基準

・第１次審査

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 観点 | 配点 |
| １ | 形式評価 | ・仕様書の内容に沿った提案となっているか。  ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。 | ２０ |
| ２ | 内容評価 | ・提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。  ・提案内容、実施手順及びスケジュールは実現可能なものか。  ・見積金額は適正か。 | ３０ |
| 合計 | | | ５０ |

・第２次審査

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 観点 | 配点 |
| １ | 実施方針 | ・本村の移住施策の目的を理解した上で、自社の強みを生かした方針となっているか。 | １０ |
| ２ | 移住支援業務実績 | ・過去に国または地方公共団体から類似の事業を受託した実績があるか。  ・過去に独自の移住関連事業を実施した実績があるか。 | １０ |
| ３ | 業務内容① | ・本業務における移住相談員の役割を理解し、相談対応や関係機関等との連携を図り、業務を遂行する手法がとられているか。 | １０ |
| ４ | 業務内容② | ・本村での暮らしの魅力等を発信し、移住への関心が高まるようなコンテンツやPRの手法がとられているか。 | １０ |
| ５ | 業務内容③ | ・国や県の移住イベント相談会や、民間事業者との連携イベントが、集客効果のある提案となっているか | １０ |
| ６ | 業務内容④ | ・本村が課題として考えている移住施策に対して、課題解決の効果的な提案になっているか。 | ３０ |
| ７ | 実施体制 | ・各業務を遂行するための人員配置や役割分担、相談体制は適正か。 | １０ |
| ８ | 見積金額 | 見積金額の積算は妥当か。 | １０ |
| 合計 | | | １００ |